

ふれあい・いきいきサロン助成事業実施要綱

1. 目的

住み慣れた地域の中で孤立することなく、住民みんなが助け合い、生きがいを持ち笑顔で安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって共にふれあい・支え合う場づくりを支援することにより、不安や寂しさの解消、見守り、閉じこもり防止や介護予防を図ることを目的とし助成事業を実施する。

2. 実施主体

八峰町社会福祉協議会(赤い羽根共同募金助成事業)

3. 助成対象

以下に掲げる要件を満たすふれあい・いきいきサロンに対して助成金を交付する。

- 1) 地域で孤立することなく、気軽に・楽しく・無理なく・安心して普段着のままでも集まれる居場所づくり
- 2) 当事者と世話人が協働で活動内容を企画し、助け合いながら実施する事業
- 3) 介護予防や健康の維持増進、生きがいづくりを目指す活動
- 4) 会場は、地域の集会所・自治会館・児童館・空き家等、参加者が歩いて集まることができ、継続した開催が可能な場所を活用すること
- 5) 概ね月1回以上の開催とし、年間10回を下回らないこと
- 6) 運営は、自治会・民生委員・福祉員・婦人会・老人クラブ等、住民で組織されたグループや団体の協力を得ながら計画的に行い、継続が負担にならない活動であること

4. 助成期間

当年4月1日から翌年3月31日までとする。

5. 助成金額

年間の平均参加人数により、30,000円を限度額として次のとおり助成金額を決定する。

- | | |
|----------------|----------|
| 1) 平均参加人数10名未満 | 500円/回 |
| 2) 平均参加人数10名以上 | 1,000円/回 |
| 3) 平均参加人数15名以上 | 1,500円/回 |
| 4) 平均参加人数20名以上 | 2,000円/回 |
| 5) 平均参加人数25名以上 | 2,500円/回 |

※参加人数にはボランティアを含む

6. 運営費の確保

サロン運営にあたっては、原則として参加者から無理のない範囲で負担金を徴収するなど、自主財源の確保について努力するものとする。

尚、世話人となるボランティアは基本的に無償(謝礼・報酬等は支払わない)とする。

7. 申請方法

年度当初に助成事業申請書(様式第1号)に実施計画書(様式第2号)を添付し、社会福祉協議会へ提出するものとする。

8. 報告書の提出

年間活動終了後に活動報告書(様式第3号)に収支決算書(様式第4号)を添付し、提出すること。

9. 助成金の交付・決定

助成金は申請書に基づき会長が審査・決定する。

また、助成額は計画書による見込み概算額にて支給し、事業完了後の実績報告書により助成金額を確定し、助成金額に過不足が生じた場合には追加交付又は返還請求することとする。

10. 助成金交付の取消・返還

会長は、次の事項のいずれかに該当するときは、助成金の全額または一部を取消または返還を求めることができる。

- 1) 本要綱の目的以外に使用したとき、又は助成対象要件を満たすことができない場合
- 2) 計画に基づく助成金概算額と実績による交付決定額に差額が生じたとき
- 3) 虚偽の申請、その他不正な手続きにより交付を受けたとき
- 4) 助成事業を遂行する見込みがなくなると認めるとき

11. 事業の見直し

この助成事業は、年度末を以て見直しができるものとする。

12. その他

サロン運営にともない、次の事項について努めること。

- 1) 地域の自主的な運営を図るため、参加者の中から代表や世話人などを決めて、和やかな雰囲気
で無理のない運営をすること
- 2) 日誌を備え、当日の利用者の代表が実施状況について記録をとること
- 3) 参加費の徴収やサロン経費支払いなど、収支状況について明確にすること
- 4) 関係機関による指導や協力など、できる範囲で活用を図ること

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

この要綱は、平成29年4月1日から施行する(5. 助成金額の一部追加)